

議案第8号

新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例

新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき」を「条例は」に改める。

第3条の表中「670,000円」を「657,000円」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（退職手当）

第6条 教育長の退職手当に関しては、新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和34年条例第21号）の規定（同条例第3条第1項の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条第3項中「48月」とあるのは、「36月」と読み替えるものとする。

2 教育長の退職手当の額は、退職の日における給料月額に在職月数を乗じて得た額に、

100分の13を乗じて得た額とする。

(旅費)

第7条 教育長に旅費を支給する場合における新居浜市職員の旅費に関する条例（昭和31年条例第21号）第3条第5項、第4条第1項、第13条第1項第1号、第23条の2及び第24条の規定の適用については、これらの規定（同条例第13条第1項第1号の規定を除く。）中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、同号中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び教育長」とする。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、同条例の規定中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(職務に専念する義務の免除)

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第6条から第9条までの規定は適用せず、改正前の第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件を改めるため、及び新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づく市長及び副市長の給料の額の改定に準じて教育長の給料の額を改定するため、本案を提出する。